

## 特定福祉用具購入費の支給について

対象限度額 10万円（年度ごと）

\* 本人の負担額は、1割～3割です。

### 特定福祉用具購入費の支給申請の流れ

#### ◎ 居宅介護支援事業者等に相談する

ケアマネジャー・地域包括支援センター等に、必要な福祉用具について相談してください。

#### ◎ 指定事業所で特定福祉用具を購入する

購入方法は、償還払いと受領委任払いによる方法があります（※）。

特定福祉用具販売事業所の指定を受けている事業所以外の店舗で購入した場合は特定福祉用具購入費の支給を受けることができませんのでご注意ください。

#### ◎ 北名古屋市役所高齢福祉課（東庁舎）へ申請書等を提出する

##### 必要書類

1 特定福祉用具購入費支給申請書（償還払いまたは受領委任払い）

2 購入した福祉用具のカタログやパンフレット（コピー可）

購入した福祉用具や記載されている金額、製造事業者が分かりやすいよう、蛍光ペン等で示してください。

3 領収書（原本）

宛名は本人名義にしてください。

#### ◎ 支給決定通知が送付され、指定口座へ振り込みがあります

一連の申請が全て適切に完了すると、翌月に支給決定通知を送付させていただきます。その後、指定された口座に負担割合に応じた差額分を償還払いは本人、受領委任払いは販売事業者へ振り込みさせていただきますのでご確認ください（原則15日）。

(※)◆償還払い・・・利用者が一旦費用の全額を負担し、申請後に介護保険給付分の9割～7割を受け取る方法。

◆受領委任払い・・・利用者は費用の1割～3割のみを事業者へ支払い、保険給付される9割～7割分は市が直接事業者へ支払い、利用者の一時的な負担を軽減する方法。ただし、販売事業者が市へ受領委任払い事業者登録を受けていることが必要です。

(注) 受領委任払いの場合、ケアマネジャー及び地域包括支援センターからの支援を受けていない方につきましては、特定福祉用具の購入前に高齢福祉課へ事前確認が必要です。この場合、事前確認前に購入されると支給を受けることができない場合があります（要綱第3条3項）。

## 対象となる福祉用具の種目

- ☆ 腰掛便座  
上位便座、補高便座、昇降便座、ポータブルトイレ
- ☆ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ☆ 入浴補助用具  
入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト  
※オーダーによるすのこ等の場合は、**規格の分かる見積書、すのこ設置前後の撮影日付の入った写真が必要です**（高さ調整のためにすのこを購入した場合は、設置前後でスケール等を当てて改善したことが分かる写真を提出してください）。
- ☆ 簡易浴槽
- ☆ 移動用リフトのつり具の部分
- ☆ 排泄予測支援機器

### 注意事項

- ・特定福祉用具購入費の利用限度額は、年度内（4月1日から3月31日）10万円です（購入日を基準とします）。
- ・購入費用が10万円を超える場合は、超えた部分については全額自己負担です。
- ・一度購入した同一種目の福祉用具は、原則支給の対象外となります。ただし、北名古屋市が必要と認めるときは再び支給の対象となることがあります。事前にご相談いただくか、再購入が必要な理由を申請書に記入してください。
- ・要介護・要支援認定の申請中で、認定結果が出る前に特定福祉用具の購入をされた場合は、認定結果が出てから支給申請をしてください。「非該当」と判定された場合は購入費の支給がされず、全額自己負担になりますのでご注意ください。また、ご本人が入院中または入所中の場合は支給対象となりません。
- ・同時に複数特定福祉用具を購入された場合、領収書は1枚にまとめていただいても構いませんが、購入したものが明確に分かるよう記載してください。
- ・負担割合は、領収書記載日（領収年月日）時点における負担割合が適用となります。介護保険負担割合証にてご確認ください。

※その他詳細につきましては、お問い合わせにてご確認ください。

問い合わせ先 高齢福祉課 介護保険担当

電話 0568-22-1111